

華岡青洲の撰による 「禁方(拾)録」に関する研究

松木 明知

弘前大学大学院医学研究科麻酔科学教室

受付：平成29年6月17日／受理：平成30年3月16日

要旨：華岡青洲は、多数の疾患を治療し、それらの多様な症状に対処するには、従来の伝統的処方である「常方」のみでは不十分であるとして、それ以外の処方、つまり「奇方」を積極的に収集し使用した。「奇方」に関する初期の著述として1791年の「禁方(拾)録」が知られている。青洲の医学の特徴は全身麻酔薬“麻沸散”と「奇方」であるから、この意味で「禁方(拾)録」は、青洲の医学を考察する上で重要である。本稿では、「禁方(拾)録」関連の写本21本を検討して信頼できる写本を特定し、これらの写本に関する先行研究、書誌、書名、巻数、内容などについて考察を加えた。

キーワード：華岡青洲、禁方(拾)録、常方、奇方、“麻沸散”

はじめに

華岡青洲(1760-1835、以下「青洲」と略)は、江戸時代以前の日本の医師の中でその事績が最も詳細に研究されている人物の一人である。その最大の理由は、青洲が経口全身麻酔薬「麻沸散」(後に「麻沸湯」と称された)¹⁾を開発し、それを利用して乳癌腫瘍摘出術を初めとする各種の選択的外科手術を行ったからである。事故による外傷や闘争時の受傷の緊急的外科的処置に際しては、受傷者は相応の覚悟が出来ているので、処置時の疼痛に耐えることができるが、任意の手術—これを専門的には選択的手術という—に対しては、手術時の激痛に容易に耐えることは出来ない。したがって、わが国の奈良時代以降の記録に徴しても、青洲以前に選択的手術が組織的に実施された形跡がない²⁾。これはヨーロッパにおける外科手術の歴史とは大いに事情が異なるのであるが、この問題には、今、深く立ち入らない^{3,4)}。いずれにせよ、青洲は「麻沸散」を応用して、それまで不可能であった選択的外科手術を可能にして、わが

国の外科領域における新境地を開拓した。これに加えて、紀州の平山という比較的辺陲の地で医塾「春林軒」を半世紀近くも私営して、1000人を超える全国各地から集った門人を育成したこと⁵⁾、さらに「活物窮理」⁶⁾の四文字に代表される医の哲学を提唱したことが、同時代の人々はもちろんのこと、後代のわれわれ研究者をも魅了するのであろう。

青洲に関しては、これまでに夥しい論考が発表されてきたのであるが、残念ながら、それらの殆どは二次史料を表面的に読んで解説したものが多く、誤った記述が少なくない。そのために、謬説が流布している⁷⁾。具体例を挙げれば、青洲が開発した全身麻酔薬の呼称の問題である。現今、殆どすべての書籍、論文において、青洲の開発した全身麻酔薬の名称を「通仙散」としている。これは呉 秀三が、然したる根拠もなく「通仙散」の名称を使用したことに起因している⁵⁾。青洲自身は「乳巖治験録」⁸⁾の中で「麻沸散」の呼称を用いていることに加え、これまで著者が調査した青洲在世中に書写された写本では、すべて「麻沸

散」,「麻沸湯」,「麻沸」,「麻葉」のいずれかが用いられており,「通仙散」なる名称は全く披見されない。したがって,青洲の麻酔薬の名称に関しては,「通仙散(一名麻沸散)」とするのは誤りで,少なくとも「麻沸散(湯)(青洲の没後,「通仙散」とも云われた)」とするのが妥当であろう⁹⁾。

理解が殆ど進んでいない研究分野の一つが青洲の著述である。呉の著においても,「華岡家治驗図鑑」などの図譜類¹⁰⁾は簡単なながらもその内容が示されているが,その他の青洲の著述に関しては,1861年に編まれた佐藤持敬による「華岡氏遺書目録」¹¹⁾をそのまま列記し,それに欠落した写本を補っているだけで,その内容については殆ど言及することはなかった。したがって,青洲の著述に関しては,彼自身の手になる稿本が存在していないこともあって,門人ないし第三者によって書写された夥しい写本があるという情報が普及している。さらに,流布していた写本も,佐藤持敬がそれらを整理して「華岡氏遺書目録」¹¹⁾を編集した時には,すでに非常な混乱を来して「同名異書」,「異名同書」が混在している由々しい状況であった。しかし,この遺書目録自体もすでに誤りに満ちたものであった。例えば,青洲の大きな業績の一つは乳癌の外科的治療であるが,これに関連して「華岡氏遺書目録」¹¹⁾は「乳岩辨」,「辨乳岩證治法」,「乳岩準」,「乳岩辨證」(「乳岩辨證」は呉による追加)の4著述を示しているが,著者の最近の研究によって,千葉良蔵の「辨乳岩證并治法艸稿」がこれらの写本の原本であり,「乳岩辨」,「乳岩辨證」はそれぞれ千葉の写本の題名が改められた著述であることが判明した¹²⁾。また,「乳岩準」は千葉の写本の一部が独立して書写されたものであり,後に附録が追加されて「乳岩準附録」となったことも明らかになった。非常に重要とされる乳癌手術に関する青洲の業績でさえ,このように今まで明らかにされていなかったものであり,況や青洲のその他の著述に関しては,書誌的な事項も含めて詳細はほとんど判明していないといっても過言ではない¹³⁾。

青洲の重要な業績の一つは,伝統的処方「常方」以外の処方,つまり「奇方」を収集したこと

であり,これに加えて,中川 故(修亭)の協力を得て,麻酔薬開発のためそれに関連した処方の収集にも努めたことである。このことは,後述する朝倉荆山の「禁方録」の「叙」によって明らかである。したがって,青洲の「奇方」収集の業と麻酔薬関連の処方の収集は同時並行的に行なわれたと推察される。「奇方」収集の業は重要な仕事であり,このことは佐藤持敬の「華岡氏遺書目録」¹¹⁾の12番目に「禁方録」¹⁴⁾が示されていることによっても知られるが,書名以外のことはこれまでの研究によっても殆ど解明されていない。

今回,著者は,日本国内で閲覧できる「禁方録」,「禁方拾録」(「禁方録」と異名同書,詳細は後述)の諸写本について鋭意研究し,書名,巻数,編集過程,収載処方,そして,「麻沸散」開発との関連の問題を含めて,従来知られていなかった多くの重要な知見を得たので報告する。

1. 「禁方録」,「禁方拾録」および「統禁方録」についての先行研究

本稿は「禁方録」について論じているのであるが,統篇の「統禁方録」にも言及せざるを得ない。このことについて予め承されたい。「統禁方録」についての詳細は別稿に譲りたい。「禁方録」,「禁方拾録」,「統禁方録」についての断片的な言及は諸論考などに認められるので,それらについて簡単に説明しておきたい。

青洲の著述に触れた最も古い史料ともいえる仁井田好古の「華岡青洲墓誌銘」¹⁵⁾には青洲の著述は27種に及ぶとして「瘍科瑣言」以下7書の書名を具体的に示しているが,「禁方録」などはこれらの中に含まれていない。1851年の浅田宗伯の「皇国名医傳」にも青洲の項が披見される¹⁶⁾。その中で,浅田は「瘍科鎖言」以下13種の著述を示しているが,これらの中にも「禁方録」などの3著の書名はない。このように,呉の著書⁵⁾以前に発表された青洲に関する論考などにおいては,「禁方録」,「禁方拾録」,「統禁方録」の記述に及んだものは見られないことから,「禁方拾録」などに言及したのは呉が最初であることが分かる。呉は「華岡青洲先生及其外科」の「第三巻

青洲先生ノ著述¹⁷⁾において、佐藤持敬の編になる「華岡氏遺書目録」¹¹⁾を引用し、それに欠落している書を補充した。その数は全72書中13書(18%)に及ぶ。補充した13書中に「禁方拾録」,「統禁方録」,「統々禁方録 未完」の3書が含まれている。最後の「統々禁方録未完」は「未完」,「二三葉」としているから、完成した書ではなかったことが知られる。現在、それらの所在は不明である。「禁方録」に加えて、これらの3書を追加しているの、呉はこれら4種の著述をそれぞれ異なった書であると誤解していたことが分かる。詳細は後述するが、「禁方録」と「禁方拾録」は異名同書である。呉は「禁方録」,「禁方拾録」などについて詳細な記述をしなかったが、「青洲先生ノ工夫研究」の項で、麻醉薬に関連して「統禁方録」中に見られる麻醉薬、すなわち「美爾煎 即チ麻薬」以下「岩永麻沸湯」までの7方を列举した¹⁸⁾。しかし、処方方を列举しただけで、「統禁方録」については詳しい解説を加えていない。因みに「美爾煎」は、これまでの諸論文でも説明されていないが、「ビルセン」と読み、オランダ語 *bilsen* の音写で、なす科の植物、つまり朝鮮アサガオの類のことである。

呉に次いで、青洲に関して詳細に論じたのは関場不二彦であった。関場は1933年に「西医学東漸史話」¹⁹⁾を発表し、その中で青洲の著述や膏薬類についても詳しく述べているが、「禁方録」,「統禁方録」についての記載は見られない²⁰⁾。

1960年に和歌山県立医科大学関係者が中心になって「華岡青洲先生顕彰会」が設立され、これを契機として、1964年に森 慶三、市原 硬、竹林 弘は「医聖 華岡青洲」²¹⁾を編集上梓した。全般的に見れば、この編著は呉の著書⁵⁾の現代日本語訳といった感が否めない。もちろん、諸所において新知見が加えられていることは認められるが、基本的には呉の著書の形式と記述をそのまま踏襲している。例えば、仁井田好古による「華岡青洲墓誌銘」²²⁾に関しては、呉による誤りが訂正されずにそのまま復刻している。青洲の高弟についての記載も、本間玄調から中川修亭までの8人は順序も同じである。青洲の著述に関しては、佐

藤持敬の「華岡氏遺書目録」¹¹⁾を呉の著から転載している。呉によって追加された書目を分離して記述し、その中に「禁方拾録」,「統禁方録」,「統々禁方録」を含んでいるものの、詳しい記述は見られない²³⁾。

次いで青洲の著述に言及したのは宗田 一である²⁴⁾。宗田は青洲の麻醉薬の開発の問題に関心を持ち、1971年に呉の著書⁵⁾が覆刻された際、家蔵していた中川修亭の「麻薬考」と大江三谷の「外療秘薬考」を覆刻して、その附録とした。附録解説の「四 青洲の通仙散研究をめぐって」の項で、麻醉薬の処方方は「統禁方録」に披見されるが、「禁方集」には披見されないとしている。また、「統禁方録」以前の書として「禁方集」の他に「禁方拾録」があるとし、「統禁方集」を「寛政三年」以後の成立としている。「禁方集」,「統禁方集」なる写本は現在のところ存在しないことから、ここでは書名についての混乱が認められる。このように宗田の「禁方録」などの著述に対する理解は不十分なものであったことが分かる。また、単に書名が示されているだけで、それらの書誌の詳細についての記述はなかった。宗田は、1980年に青洲の著述の一部が「近世漢方医学書集成」²⁵⁾の中に収載された際、解説²⁶⁾を担当し、一項を設けて「青洲の著述」²⁷⁾を論じているが、「禁方録」などについては書名を示すに留めているだけで、詳細な解説を施してはいない。

宗田はその後も青洲の麻醉薬の開発の問題について研究を進め、1987年にそれまでの研究をまとめた総説的論考を発表した²⁸⁾。そして、青洲の麻醉薬の特長を、マンダラゲの使用部位については、マンダラゲの実、茎、葉などの花以外の部位を使用するヨーロッパ系の使用法を採用したこと、マンダラゲの量を多く配合したこと、湯煎を採用して吸収速度を緩徐にして安全性を計ったことと述べており、さらに、中川修亭が「禁方録」(「禁方拾録」)を編集し、朝倉荊山が青洲に贈った「送序」を「叙」として収載しているとして、その一部を読み下し文として引用している。「禁方録」を「全三巻」として誤っているものの、簡単ではあるが「禁方録」の内容について言及した

極めて初期の論考である。宗田はその研究の集大成ともいべき1989年の「図説日本医療文化史」において、青洲の事績を7頁に涉って詳細に論じているが、「禁方録」などについては書名を示しているだけである²⁹⁾。宗田は1995年に「洋学史から見た華岡青洲」³⁰⁾を発表したが、廣田 泌の編になる「続禁方録」に見える麻酔薬を示しているのみで、「禁方録」、「続禁方録」について詳しく述べた論文ではなかった。総じて、宗田によって、青洲の著述の中に「禁方録」、「続禁方録」なる書があり、後者に数種の麻酔薬の処方記載されていることが改めて示されたことになる。宗田以降に発表された青洲に関する論考で、「禁方録」などの著述に詳細に言及したものはない。以上が先行研究の概要であり、「禁方(拾)録」、「続禁方録」については、これまで詳細な検討が行われていなかったことが理解される。

2. 研究の対象とした写本について

本研究において、研究対象とした「禁方録」、「禁方拾録」の写本を一括して表1に示した。表で分かるように、誤った外題が付けられている場合が少なくない。これらの写本の検索は補訂版国書総目録^{31,32)}およびインターネットの「国文学研究資料館 日本古典籍総合目録データベース」³³⁾に準拠したが、この他にインターネットの「学術情報ナビゲータ (CiNii)」³⁴⁾も参照した。これらの諸写本について実地に調査し、あるいは複写を取得した。残巻の写本についても実見し、必要な部分を複写ないし筆写した。表1のIの9の研医学会図書館所蔵の「春林軒禁方録抄」については、インターネットによる全丁の彩色画像の提供を受けた。所在が判明しているが、破損が激しく、閲覧ないし撮影が不可能な写本については除外した。また、所在が判明しているが、公開されていない写本については、本研究の対象から除外した。後続研究者が確認できないためと、これまでに入手できた情報から考えて、必ずしも本研究において必要にして不可欠の史料とは思われないからである。なお、青洲自筆、あるいは中川修亭の手になると考えられる「禁方録」、「禁方拾録」、

廣田 泌の手になる「続禁方録」の草稿や稿本類は現在のところ知られていない。

「禁方録」と題する写本には青洲以外の著者による写本も知られているが、本稿では対象を青洲の撰になる「禁方」、「奇方」を記した写本に限定した。佐藤持敬は「華岡氏遺書目録」¹¹⁾において「禁方録 一名奇方集」と記して「禁方録」と「奇方集」が「異名同書」としているが³⁵⁾、著者が調査出来た「奇方集」の3写本は「禁方録」とは全く異なる「異名異書」であったので、「奇方集」を今回の研究から除外した³⁶⁾。青洲の「禁方録」と異名同書の「奇方集」の研究に関しては後日を期したい。

表1によって明らかなように、「禁方録」(次節において「禁方拾録」と同書であることを述べる)と「続禁方録」が揃って所蔵されているのは、Iの1「禁方録」(「禁方拾録」)(杏雨書屋所蔵の「二十一種」の十集、十一集)とIIIの1「続禁方録」(杏雨書屋所蔵「二十一集」の十二集、十三集)の一組、Iの2「青洲花岡先生禁方録 上・下」(国会図書館・古典籍資料室所蔵)とIIIの2「続禁方録」(国会図書館・古典籍資料室所蔵)の一組、さらにIIの4「禁方拾録」(内藤記念くすり博物館所蔵)とIIIの5「続禁方録」(内藤記念くすり博物館所蔵)の3施設だけである。杏雨書屋所蔵本は本間玄調によって編纂された写本(ただし玄調の親本ではない)で、最も信頼性の高い一組であり、国会図書館本と内藤記念くすり博物館所蔵本は、過半がそれぞれ同一人物によって丁寧な書写された写本である。いわゆる「正」、「続」揃った写本である。しかもこの3組については、「禁方録」では朝倉荆山の「叙」と中川修亭の「凡例」、そして、「続禁方録」については廣田 泌の「序」が付されて完全である。しかし、内藤記念くすり博物館所蔵本の一組では、「続禁方録」が「巻」に分けて記述されておらず、編集上の難点がある。

もちろん、杏雨書屋所蔵の「二十一種本」と国会図書館所蔵の「国会本」の2組の写本についても、収載せられた目次の記述や処方数を詳細に比較してみると、多少の異同は認められるが、本

表1 研究対象とした「禁方録」、「禁方拾録」および「統禁方録」の諸写本

I 「禁方録」（外題が「禁方録」となっている写本）

- 1 「禁方録」（6巻，2冊）
杏雨書屋所蔵。* 内題は「禁方拾録」。春林軒二十一種の十，十一集。請求記号 杏3169-20。書写者，書写年不詳。朝倉荆山の序，中川 故の凡例あり。以下「禁方録（二十一種本）」とする。
- 2 「青州花岡先生禁方録 上・下」（6巻，1冊）
国会図書館・古典籍史料室所蔵。内題は「禁方拾録」。請求記号 244-213。書写者，書写年不詳。朝倉荆山の序，中川 故の凡例あり。
- 3 「春林軒禁方録」（7巻，7冊）
京都大学附属図書館富士川文庫所蔵。請求記号 シ114。題名は「春林軒禁方録」であるが，内容は「統禁方録」。1834年，山田脩敬の書写。廣田 泌の序を欠く。
- 4 「春林軒禁方録」（7巻，6冊）
東京医科歯科大学図書館阿久津文庫所蔵。請求記号 阿久津144。題名は「禁方録」であるが，内容は「統禁方録」。書写年，書写者不詳。廣田 泌の序を欠く。和田元庵の旧蔵。内容と巻の順序は「統禁方録（二十一種本）」と同じ。
- 5 「春林軒禁方録」（6巻，1冊）
東京大学総合図書館鵜軒文庫所蔵。請求記号 v11-1439。
表紙は青で，題箋なし。巻1～7の内，巻7欠。書写者，書写年不詳。内容は「統禁方録」で，項目の順序は京都大学附属図書館富士川文庫本と同じで，この系統の写本である。廣田 泌の序を欠く。
- 6 「禁方録」（7巻，3冊）
神戸大学社会科学系図書館砂治文庫所蔵。請求記号 キ-11（1～3）。書写年，書写者不詳。「禁方録」とあるが，内容は複雑で，「禁方録」と「統禁方録」が混じったものである。「天」，「地」，「人」の3部から構成されており，赤褐色の表紙，四ツ目袋綴じで，題箋は「禁方録 天」～「禁方録 人」とある。無辺無界，いずれも丁付けがあり，筆跡から考慮すると，3冊は同筆と思われるが，書写者，書写年は不詳である。内容は複雑であるから，各々について以下に簡単に記す。
「天」の外題は「禁方録」であるが，内題は「統禁方録」である。全69丁。半丁16行。2巻からなっており，「巻一」は30丁表までで，廣田 泌の「序」がある。その内容は「中風」から「頭痛」。「巻二」は32丁表から69丁表までで，内容は「耳病」から「小児瘰癧」までである。内容からすれば，多少の出入りはあるが，「統禁方録（二十一種本）」の「巻之一」と「巻之三」に相当する。
「地」の内題は「禁方拾録」である。全75丁で，半丁は14～16行。3巻からなっており，「巻之一」は29丁までで，その内容は「婦人方」から「諸蟲」まで，「巻之二」は55丁までで，内容は「消渴」から「下痢」。「巻之三」は56丁表の「瘍瘡」から「金創」までである。74丁から75丁は附録で，18方が記され，その中の4方は「麻沸湯」など，いずれも曼陀羅華を含む麻醉薬が記述されているが，他の写本に同様の記述がないので，これは「統禁方録」中の「麻薬」の一部が誤ってここに書き込まれたと推察される。「禁方録（二十一種本）」の構成とは少しく異なっている。同じ構成の写本はない。
「人」は2巻からなっており，内題は「巻之三」は「禁方録」，「巻之四」は「統禁方録」である。全66丁で，半丁に14～16行。「巻之三」は37丁裏までで，内容は「癰疽」から「呼毒方」まで，「巻之四」は38丁表から「製薬」から「痘疹」までを取める。全体として「統禁方録（二十一種本）」の「巻之二」と「巻之四」とほぼ同様である。
以上から「天」と「人」を併せると，「統禁方録（二十一種本）」の「巻之一」～「巻之四」に相当し，「地」は「禁方録（二十一種本）」の抄録本の残巻と言える。
- 7 「春林軒禁方録」（7巻，1冊）
金沢大学医学部図書館所蔵。請求記号 490.9-Sh-5。
書写者，書写年不詳。「春林軒禁方録」とあるが，内容は「統禁方録」である。廣田 泌の序を欠く。
- 8 「禁方録」（1巻，1冊）
杏雨書屋所蔵。* 請求記号 乾6271。52丁。文政11年の早川賢造の書写。内容は「統禁方録」（二十一種本）の「巻三」の後半と同じ。
- 9 「春林軒禁方録抄」（1巻，1冊）
研医会図書館蔵。請求記号 2459。「讀我書」の外題の下に「南洋治験」，「眼科秘書」との合冊。66丁。内題は「春林軒禁方録」である。内容は「統禁方録」の抄本。廣田 泌の序を欠く。
- 10 「春林軒禁方録抜粹 全」
名古屋大学図書館医学部分館所蔵。請求記号 490.9/Ha/史料。
内題は「春林軒禁方録」。書写者，書写年は不詳。内容は「統禁方録」で，廣田 泌の「序」を欠く。目録には「七製薬」とあるから，「七巻本」から抜粹したものである。「統禁方録」のある部分だけを抜粹したのではなく，全体を圧縮したもので，例えば，「製薬」の「麻薬」の項では，「統禁方録（二十一種本）」は7方を収載するが，この写本では2方のみ収載している。

II 「禁方拾録」

- 1 「禁方拾録」（3巻，1冊，巻一～巻三）
杏雨書屋所蔵。* 内題は「禁方拾録」。請求記号 乾2156。
内容は「禁方録」。書写者，書写年は不詳。朝倉の「序」，中川の「凡例」を有する。「禁方録（二十一種本）」の「巻之一」～「巻之三」に相当し，「巻之四」を欠く。

- 2 「禁方拾録」(2巻, 1冊, 巻一, 巻二)
 東京大学総合図書館鶯軒文庫所蔵。請求記号 v11-1044。
 題箋なく、青い表紙に直接「禁方拾録 上」と墨書されており、同じく表紙に目次の項目が記されている。書写者、書写年不詳。朝倉の「叙」、中川の「凡例」を欠く。「巻一」は「禁方録(二十一種本)」の「巻二」, 「巻二」は同じく「禁方録(二十一種本)」の「巻三」, 「巻四」の一部である。
- 3 「禁方拾録」(2巻, 1冊, 巻二, 巻六)
 東京大学医学図書館呉文庫所蔵。請求番号 呉70。
 「統禁方録」と合冊。「巻二」の「七竅病」以下, 「巻六」の「解毒」以下を200字詰め原稿用紙にペンで記した。2次史料であるため、書誌学的価値は低い。
- 4 「禁方拾録」(6巻, 1冊, 巻一~巻六)
 内藤記念くすり博物館大同薬室文庫所蔵。蔵書番号 134231。内容は「禁方録」である。題箋に「禁方拾録 一」とある。書写者、書写年不詳。朝倉の「序」は単に「序」として記述されている。中川の「凡例」もある。極めて丁寧に書写された写本である。第一冊の本文冒頭に「禁方拾録 巻之一 紀州華岡青洲遺教」とあることを見れば、本問玄調による編集の痕跡を残していると考えられる。内容的に「禁方拾録 一」は「禁方録(二十一種本)」の「巻之一」から「巻之三」を, 「禁方拾録 二」は「禁方録(二十一種本)」の「巻之四」から「巻之六」(別録を含む)を取っており, 「巻之一」を比較した限り, 「禁方録(二十一種本)」と殆んど同じである。

III 「統禁方録」

- 1 「統禁方録」(4巻, 2冊)
 杏雨書屋所蔵。* 春林軒二十一種の十二, 十三集, 請求記号 杏3169-20。書写年, 書写者不詳。廣田 泌の序あり。以下「統禁方録(二十一種本)」とする。
- 2 「統禁方録」(4巻, 1冊)
 国会図書館・古典籍史料室所蔵。外題は「統禁方録 合巻」。請求記号 244-235。
 書写年, 書写者は不詳であるが, 「禁方録(国会本)」の書写者と同じ筆跡である。廣田 泌の序あり。以下「統禁方録(国会本)」とする。
- 3 「統禁方録」(4巻, 4冊)
 杏雨書屋所蔵。* 請求記号 乾2031。
 書写者, 書写年は不詳。廣田の「序」は「統禁方」とあって「録序」の文字が欠けている。基本的には「統禁方録(二十一種本)」と同じである。目録には「統禁方録巻之一」とあるが, 以下「巻」に分けて記述されていない。4巻本の写本であるから, 1850年以降の写本である。
- 4 「統禁方録」(2巻, 2冊, 乾坤)
 杏雨書屋所蔵。* 請求記号 杏5741。
 題箋には「華岡禁方録 統篇 乾(坤)」とあり, 目録には「禁方録目録」とあって「統」の文字が欠落している。書写者, 書写年は不詳。廣田の「統禁方録序」あり。「乾」には「中風」から「頭痛」までと「癰疽」から「呼毒方」を取っており, これは「統禁方録(二十一種本)」の「巻之一」と「巻之二」に相当する。「乾」には「耳病」から「小兒雜疾吐乳」までと「製薬」以下を取っている。これは「統禁方録(二十一種本)」の「巻之三」と「巻之四」に相当する。すなわち, この写本も4巻本であるから1850年以降の写本である。
- 5 「統禁方録」(4巻, 2冊)
 内藤記念くすり博物館大同薬室文庫所蔵。蔵書番号 43076。
 題箋に「華岡青洲著統禁方録 一」(第二冊では「二」)とあり, 内題は「統禁方録 紀州華岡青洲先生遺教」とあるが, 目録には「禁方録目録」とあって, 混乱している。廣田 泌の「統禁方録序」あり。書写者, 書写年は不詳であるが, 書写者は筆跡から判断すれば, IIの4の「禁方拾録」の書写者と同じであろう。理由は不明であるが, 巻に分けられて記述されていない。「華岡青洲著統禁方録 一」には「統禁方録(二十一種本)」の「巻之一」と「巻之二」, 「華岡青洲著統禁方録 二」には「統禁方録(二十一種本)」の「巻之三」と「巻之四」を取っている。
- 6 「統禁方録」(1巻, 1冊, 製本済)
 東京大学医学図書館呉文庫所蔵。請求番号 呉61。
 「青囊秘録」と合冊。200字の原稿用紙83枚にペンで書写したもので, 書写者, 書写年, 原写本名は不詳。項目が「癰疽」, 「療疽」などで, 7巻本の「統禁方録」の「巻五」を書写した。2次史料であり, 書誌学的価値は低い。
- 7 「統禁方録」(2巻, 1冊, 残巻二, 巻六, 製本済)
 東京大学医学図書館呉文庫所蔵。請求番号 呉70。
 IIの3「禁方拾録」と合冊。上の「統禁方録」(1巻, 1冊, 製本済)と同じく, 200字の原稿用紙に7巻本「統禁方録」の巻二「積気」以下, 巻六「金創」以下をペンで筆記した。書写者, 書写年, そして原本名は不詳。5に示した「統禁方録」(1巻, 1冊, 製本済)と同様, 2次史料であり, 書誌学的価値は低い。

*: 正式には公益法人武田科学振興財団杏雨書屋。

稿では「禁方(拾)録」の全体を論じているのであって、取められた目次の細目の字句の異同、あるいは処方数の異同や個々の処方の内容、さらに

は詳細な用字の検討を目的にしているのではないので、これらの差は問題ではない。一方、他の写本は、「禁方(拾)録」だけで「統禁方録」を

欠き、または「禁方（拾）録」を欠いて「続禁方録」だけであり、かつ「禁方（拾）録」では、朝倉の「叙」や中川の「凡例」、そして、「続禁方録」では、廣田の「序」が欠落して不完全である。その他はそれぞれの残巻である。以上の理由によって、「禁方（拾）録」、「続禁方録」全体の書誌学的研究に適切な写本は、上述した杏雨書屋と国会図書館所蔵の2組のみであるので、以降は、杏雨書屋所蔵の「二十一種」の「禁方（拾）録」と国会図書館・古典籍資料室所蔵の「禁方（拾）録」を中心に述べ、他は必要に応じて適宜言及することにする。

3. 「禁方（拾）録」の書誌

杏雨書屋所蔵の「二十一種」の「禁方（拾）録」と国会図書館・古典籍資料室所蔵の「禁方（拾）録」の書誌について簡単に記しておく。

1) 「禁方録」（6巻，2冊，表1の1の1，杏雨書屋所蔵，「二十一種」の十集，十一集）

「二十一種」は、1850年に本間玄調が混乱した青洲の著述の諸写本を収集して後世に遺すべき書二十一種を整理したもので、この中に収載された書は青洲の医学を伝える最も正統な写本とされる。まず第1冊目について記す。表紙は青色，四ツ目綴。23.8cm。93丁。題箋に「二十一種」。無辺無界，丁付けあり。半丁10行。扉題に「青洲華岡先生遺教春林軒二十一種十集 有隣軒蔵」と3行に記され、その裏には「書目 禁方録 巻一卷二巻三」が2行で記されている。1丁表裏に朝倉荊山の「叙」，2丁表から4丁表まで中川 故（修亭）の「凡例」，5丁表から8丁裏までは「禁方拾録目録」となって、「巻之一」から「巻之六」（この中に「別録」と「鍼灸」を含む）の目次が示されている。つまり、内題は「禁方録」と「禁方拾録」ということになる。本冊には「巻之一」から「巻之三」まで収められ、「巻之一」は9丁表から37丁裏まで、「巻之二」は38丁表から67丁表まで、「巻之三」は68丁表から93丁表までとなっている。各巻は本文から始まっており、目次は示されていない。

第2冊の体裁は第1冊と同じで、87丁である。題扉には「青洲華岡先生遺教春林軒二十一種十一集 自準亭蔵」とあって、第1冊目の「青洲華岡先生遺教春林軒二十一種十集 有隣軒蔵」と異なっている。この裏には「書目 禁方録巻四巻五巻六」となって、第1冊と同じ形式であるが、各巻の題目は「禁方拾録」である。1丁表には目次が記されて「禁方拾録 巻四巻五巻六目次」となるべきであるが、「禁方拾録 巻四目次」と誤っている。「巻之四」の本文は3丁表から30丁裏まで、「巻之五」は31丁表から59丁裏まで、「巻之六」は60丁表から76丁裏まで、そして、「別録」が77丁表から87丁裏までで、その内「鍼灸」は85丁裏から87丁裏までである。「二十一種」の「禁方録」は6巻＋別録であることが分かる。なお、「十集」、「十一集」に共通することであるが、巻初に示された目次の項目と本文の項目が必ずしも一致しない。本稿では本文の記述に従うことにする。この十集、十一集も「禁方録」と題されていることによって、長い間、「異名異書」とされてきた「禁方録」と「禁方拾録」は「異名同書」であることが判明した。なお、この「十集」と「十一集」の書写者は、筆跡から見て同一人と考えられる。この「二十一種」に収載された写本を以降「禁方録（二十一種本）」と称する。

2) 「禁方（拾）録」（6巻，1冊，表1の1の2，国会図書館・古典籍資料室所蔵）

表紙は黄土色，四ツ目袋綴じ。23.5cm。大竹邦保の寄贈本で、「大竹氏蔵書印」の角印（朱文）が押されている。題箋に「青州花岡先生禁方録上下」とあり、四辺双辺，有界で、半丁10行。版心丁付あり。書写者、書写年は不詳。内題は「禁方拾録」である。「禁方録（二十一種本）」と比較すれば、より丁寧に書写されており、誤字も少ない。大半は同一人による書写であるが、「巻三」の十五丁から二十五丁までのように数カ所に異筆と思われる部分が認められる。

丁付「叙」の1丁表から2丁表までは朝倉荊山の「叙」，「凡」の1丁表から3丁裏までは中川故の「凡例」である。「巻之一」から「巻之六」，

表2 「禁方録(二十一種本)」と「禁方録(国会本)」の比較

「禁方録(二十一種本)」*		「禁方録(国会本)」*	
卷之一	婦人方 婦人雑方 少小嬰孺方	卷之一	婦人方(含「婦人雑方」) 少小嬰孺方
卷之二	七竅病 諸風 諸蟲 傷寒	卷之二	七竅病 諸風 諸蟲 寒疝
卷之三	諸痛 諸飲 雜病 脾胃病	卷之三	諸痛 諸飲 雜病 脾胃病
卷之四	消渴類 痔瘻類	卷之四	消渴類 痔瘻類
卷之五	瘡瘍 黴瘡方	卷之五	瘡瘍 黴瘡方
卷之六	解毒 備急	卷之六	解毒 備急
別録	鍼灸	別録	鍼灸

*: いずれも目次による。本文で異なっている場合がある。

そして、「別録」までの目録が丁付「目」の1丁表から4丁裏まで記されている。「禁方拾録卷一」は31丁、「禁方拾録卷二」は30丁、「禁方拾録卷三」は25丁、「禁方拾録卷四」は30丁、「禁方拾録卷五」は32丁、「禁方拾録卷六」は17.5丁、「別録」は9.5丁、「鍼灸」は2.5丁で、末尾に「禁方録頭書」が2.5丁に記されている。この「頭書」は各巻で書き洩らした処方17方を追記したものである。外題は「禁方録」、内題は「禁方拾録」と混乱が認められるが、この写本を以降「禁方録(国会本)」と称する。

以上をまとめると表2に示すごとくであって、「禁方録(二十一種本)」と「禁方録(国会本)」の構成は、同様に6巻+別録であることが明らかである。なお、「禁方録」と「禁方拾録」の異同に関しては第6節で論ずる。以後「禁方録」、「禁方拾録」を総称して「禁方(拾)録」とするが、個々の写本ではこの限りではない。

4. 朝倉荊山による「禁方録叙」とその解説

朝倉荊山の「叙」は以降の考察にも必須である

ので、「禁方録(二十一種本)」から原文を転載する。読み下し文にすると、原意が失われ、必ずしも原文が正確に再現できないからである。考察においては読み下し文として引用する。ただし、明らかな誤字、例えば本文5行目の「百方救之」は「百方求之」の誤りであり、「禁方録(国会本)」と異なる部分は()内に「国会本では」の句を補った。

叙

紀州花岡伯行、遊學于京師、就予驩有年矣、其人質直勇毅好學、精力兼人、夫伯行世醫者、蓋其遠遊也、欲益修其伎、兼涉學術、以大振世業也、然其立志之銳、寒暑不避、體貌不飾、孳々矻々、未嘗解(「国会本」では「懈」)倦、乃自經史、暨于老莊百家、涉讀質問、談通其義、專閱古方、考衆訣、唯修其伎是求、諸方伎家所珍、必就訪問、聞人有奇方、百方救(「国会本」では「求」)之、不得不措也、及其得一善方、則欣然忘食、自以為天下莫易其業者焉、伯行之於技(「国会本」では「伎」)可謂篤矣、夫伯行家世所傳、豈乏禁方哉、而恒乃汲汲如將不及、曰吾不為醫則已、苟既為醫乎、不可不焦神極能于治疾之道焉、我願治人之所不能治者、莫失於其所能治者、其或不能治其所能治者、吾思之、其猶撻于市、豈復一日忘以治疾為己任哉、伯行之於技可謂切矣、於是稍々嘗其技(「国会本」では「伎」)、則匕劑所投、莫不應手而做(「国会本」では「効」)也、遂乃至乎信伯行者、相懲誦曰、伯行勿歸矣、使子之技施諸都下、則其業可起也、伯行之於技於斯乎可謂得矣、今茲二月伯行以親老將歸、乞吾吉(「国会本」では「予言」)、予廼謂曰、子精力兼人、立志之銳、自斯以往、技之日益修、學之日益博可知也、則於大振世業乎何有、子以此事父母、無忝爾祖、而使鄉人獲免疾疢夭札、則子家之慶、而鄉人之幸也、子勉之乎哉、伯行曰、不敢當矣、雖然敢不夙夜勉勵、遂序以送之(下線—松木による)

平安

荊山朝倉璞 撰

この「叙」は呉の著書には「送序」として引用

されているが³⁷⁾、「禁方録」に披見されるとは記されていない。「叙」の本文8行目の下線を付した18字は「禁方録（二十一種本）」と「禁方録（国会本）」において欠落しているの、呉の文によって補った。さらに13行から16行にかけての下線を付した65字は呉の引用に欠落している。呉が用いた「禁方録」の写本は特定されていないが、その写本においてすでに欠落があったものと推察される。「禁方録（二十一種本）」では誤字を除いて「禁方録（国会本）」と同じ文である。逆にこの事実によって、「禁方録（二十一種本）」と「禁方録（国会本）」が同じ系統の写本であることが判明した。ただし、「禁方録（国会本）」が「禁方録（二十一種本）」（1850）より古い書写であるかは俄かに判断できない。

呉³⁷⁾がこの「叙」を「送序」と称しているように、これは青洲が1785年2月に京都での遊学を終えて故郷の紀州平山に帰る際、朝倉が青洲に贈った「叙」であって、「禁方録」が完成した1791年12月に作られたものではない。作られてから6年以上も経っているにも拘わらず、「禁方録」の「叙」として収載されたのは、この文中に、青洲が京都遊学中から「奇方」を求めて諸家を訪ねたことが、次のように記されているからであろう。「諸方伎家の珍しき所、必ず就いて訪問し、人に奇方有ると聞けば、百方之を求めて措かざるを得ず、その一善方を得るに及んで、則ち欣然として食を忘れ。自から以て天下にその楽しみに易わるものなしとなす。」すなわち、朝倉の「叙」は、青洲の京都における奇方収集の動静や「禁方録」成立の起源を明らかにするもので、この間の事情を能く知っている中川が、青洲の了解を得て「禁方（拾）録」に「叙」として収載したのであろう。

青洲が、京都遊学中に「奇方」収集の必要性を明確に意識し、それを実行し始めた正確な時期は明らかにし得ない。しかし、青洲は、京都遊学前にすでに父親の直道から内科としての漢方とオランダ流外科の基本的なことを習得していたから、医療に関しては全くの初心者ではなかった。このことを考慮すると、京都に遊学してから短時

日の内に「常方」を補完する「奇方」の必要性を強く認識して、その収集に努めたのではないかと推察される。「禁方録」に記載された処方数は約900である。決して1年や2年の短期間でこれだけの処方を収集できるものではない。また、集めた処方を各部門別に分類し記述する作業も、中川は少なくとも一年程の期間を要したことは、中川が1821年に当時のことを回想して記した「韜方選粹」の「凡例」に、「（青洲が）頗る奇方を好み、謄写の書数巻あり。皆漫録雑記にして遽捜すること易ならず。予、当時、客食所業なく、故に之を取りて分門して類に従い、搜索に便ならしめ、以て伯行に与える。凡そ一周年にして業を卒える。」（原漢文）³⁸⁾とあることから明らかであろう。このことを勘案すると、中川が「凡例」を書いた1791年12月より1年前の1790年12月には、青洲による「奇方」収集の作業は一応終わっていたと見做しても、事実と懸隔すること甚だしくはないと推察される。青洲の「奇方」収集は、長ければ1782年の京都遊学時から数えて約8年間続いたことになり、これだけの期間であれば、約900方の処方を集めることは然して困難ではなかったと推察される。

5. 中川 故による「禁方録凡例」とその解説

「禁方録（二十一種本）」の「凡例」を原文のまま以下に示す。この凡例の全文は、これまで殆んど著書や研究論文に引用されなかったが、青洲の奇方収集の経緯を考える上で貴重であり、さらに、青洲の「麻沸散」を開発し始めた時期や彼の医療や処方に対する考えについて考察する上でも重要である。「禁方録（国会本）」と異なる個所は（ ）内に「禁方録（国会本）」では」として記した。

凡例

一 方有常有奇、仲景氏之遺方也、皆常方耳、為醫者宜行常方、何以奇方（「国会本」では「方」を欠く）為、然疾病本非常数、古人比之乱、且其説曰、医之用藥、猶將之遣兵、今亦以兵喻之、兵有奇有正、能行二者不失則我必勝、

其応変之法，明者所能，而愚者所難也，医之於奇方亦然，是故奇方惟上工能用之，下工不能用焉，下工而用之，不過僥倖而已，我師伯行之於医也，明煉過人，乃慷慨乎世之多沉痾篤疾，奇方之不可以已也，遂集奇方，誰謂非好生之急乎，

一 醫臨疾病，固可盡常法，然古方之傳，久而殘缺不少，故常方不足以待衆變也，近世諸家有求諸千金外臺諸書者，為是故也，凡病常方而足者，必用常法，不足取之奇，（「国会本」では「奇」が入る）之与常，要在治疾而已矣，學者宜勿誤，

一 或曰，奇方為二三應變者設而足焉，何以如斯之多哉，曰，變而盡變，上工之極也，蓋人多有好奇之癖，而莫實用之信，往々以為玩物，或以為貨實，故竟有是說於好生之急，則多々益善，何病乎多哉，古人曰，医道有二，曰察，曰器，有器而無察固非，有察而無器，亦不能治疾矣，苟欲治疾，則二者皆不可忽，此其所以衆多也，

一 此編本非精選，伯行嘗曰，國家古昔之隆，我道亦復盛矣，然今世失其傳，莫道可觀焉，學者不（「禁方録」（二十一種と国会本）で脱落）可不惜哉，如普求諸海内，則或得其遺方焉，此其所以求世傳秘方也，然世傳秘方，或有出於彼者，或有出於市井田野者，不可以弁，今且成是編，以俟博洽君子云，

一 此編所舉諸方，不必皆經驗也，然亦非妄作之類矣，務諸家經驗者，但於吾家，有試者，有未試者，今統舉之者，其功不可度也，學者用力於察病，而亦能得用法，則諸方皆可行，則可以不為奇方所誑，

一 或曰，所舉諸方，往々諸家所秘，間有嚴禁不洩者，而今成此舉，似非方正之義，如何，曰，我道本自深奧，浮淺之徒，難得而通，縱得秘方經驗者，非精工，遂不能用，且幸得一法而用之，亦安活用哉，故盡舉之，不秘帳中，世之君子，幸明恕諸，

一 編中語多不一，或以雅言，或以俗言，或詳或畧，此皆直舉所傳也已，校讐訂正，未能暇及，凡病名病症藥名劑數之類，皆然，

一 方中所舉劑數，或以古方言者，或從後世

者，或以大小言者，或國數言者，此皆欲訂正而未能也，寬（「国会本」では「覽」）者宜以意解之，而從國俗日用之準矣，其方藥不記各數者，為諸藥等分，或失其傳者，宜俟他日補正焉，學者如遽欲用之，則宜以意制劑服之，蓋不得已爾，水量亦然，不記者為常法，即國俗所日用也，其或失傳者，姑從常法可，

一 編中間有隱語，亦所傳耳，今以（「国会本」では「不」が入る）失自為主，故亦不改也，可俟他日而後明矣，

一 方下有言某傳者，雖不知必出於某人于否，（「国会本」では「且」が入る）舉所傳，蓋此編本在普求世存諸方，則方之所出，皆不可不知，然亦不能悉然，今且舉其所存，不存者俟他日云，

寛政辛亥冬至日

中川 故識

この「凡例」の第四条の2行目「學者可不惜哉」は文脈から考えて、「學者不可不惜哉」と「不」が脱落したのではないかと思う。「禁方録（国会本）」でも同様に「不」が脱落している。各条の要点を簡潔に示すと次のようになる。

第一条…方には常方と奇方があり，常方のみでは数多い疾病に対処できない。

第二条…疾病に対して，まず常方で治療し，間に合わなければ奇方を使う。

第三条…医道には「察」と「器」があり，多くの「奇方」が「器」として必要。

第四条…青洲は世傳の秘方を収集したが，その出所の全ては特定できない。

第五条…示した処方すべて試してはいないが，いい加減な処方ではない。

第六条…諸家秘伝の処方を含んでいるが，敢えて公開して秘帳としなかった。

第七条…病名，病症，薬名に不統一があるが，所傳のまま校正していない。

第八条…劑数なども不統一で，止むを得ず使用する時は常方として使う。

第九条…隱語が用いられている場合もあるが，所傳のまま示し後日を期したい。

第十条……「某傳」とあって出所不明の処方もある。出所の解明は他日を期したい。

上記の「凡例」10条の内容を吟味して見ると、前半の5条は、青洲の治療や処方に対する考え方を代弁していると考えられ、後半の5条は、中川の編集上の方針を述べたものである。中川は編集方針についても、もちろん青洲と綿密に相談したことであろう。

第一条と第四条は、青洲が「奇方」を収集することになった動機を説明する条文である。ここでの「奇方」は「禁方録」で言うところの「禁方」と同意と見做してよい。第一条では、張仲景の処方はすべて常方であるが、常方のみでは疾病を治すことは出来ないとして、治療における用薬を兵法に喩えて説明している。つまり、用薬における常方と奇方は、用兵における正兵と奇兵と同じである。正兵と奇兵を巧みに使えば、戦に敗れず必勝する。治療においても同じで、常方と奇方を巧みに使い分ける必要があるという。そして、上医のみ奇方を使いこなすことが出来る。下医が奇方を用いて、例え効があったとしても、それは僥倖による。このために青洲は奇方の必要性を強調した。現在、往時の奇方が失われているので、広く海内にそれを求めた。青洲は古来の常方だけに拘泥している医家を批判し、患者の病態、病状に応じて、伝統にしたがって常方だけの使用に拘ることなく、臨機応変に奇方をも自在に使用することを提唱したのである。この青洲の考えを端的に表現したのが、「華岡青洲墓誌銘」¹⁵⁾にある「世醫所論、局于舊方、泥于經語」や「凡療疾、其處方制劑、不必拘局方」の語句であろう。

この「凡例」はさらに重要なことを物語っている。第三条の末尾に「古人曰く。医道に二あり。曰く察。曰く器。器有りて察なければ、固より非なり。察有りて器なければ、また疾を治す能わず。苟も疾を治せんと欲すれば、二者皆忽にすべからず。」とある。ここでの「察」は疾病の診断、診断法、「器」は処方を含んだ治療手段と考えてよい。治療手段があって、診断が出来ないことはあってはならないことであるが、例え診断が出来

ても、治療手段がなければ、疾病を治療することが出来ない。したがって、「診断」の「察」と「手段」の「器」の両者は密接にして不可分である。治療手段の一つが「奇方」であり、これによって手の内の「器」の数が増え、治療の可能性が高まると青洲が考えた。「古人曰く」とあるが、青洲も同じ考えを有していたのであろう。青洲は「内外」の兼修を唱えたが、「察」の基本は内科であり、その確固たる基礎の上に「器」である常方、奇方、さらには外科手術を駆使したのである。この凡例に、30代になったばかりの青洲の医療に対する考え方の一端を窺い知ることが出来、それ故に甚だ重要である。

6. 「禁方録」と「禁方拾録」の異同と書名について

佐藤持敬の「華岡氏遺書目録」¹¹⁾の中で「禁方録」のみが記されていたため、呉が「禁方拾録」、「続禁方録」、「続々禁方録未完」の3書を補った。このことは、佐藤持敬が1861年にこの目録を編集した時に、これらの3書が春林軒においてすでに散失していたことを示している³⁵⁾。呉は「禁方録」とは別に「禁方拾録」を示しているので、呉が「禁方録」と「禁方拾録」は「異名異書」と理解していたことも分かる。前述したように、1850年に本間玄調は青洲の著述にいわゆる「同名異書」、「異名同書」の混乱が生じていることを嘆き、数年をかけて諸写本を収集し、校正して後世に遺すべき著書十五種の「二十一種」を選定した。それが「青洲華岡先生遺教 春林軒二十一種」である³⁹⁾。その十集、十一集が「禁方録」で、その内題は「禁方拾録」である。このことは「禁方録」と「禁方拾録」は同じ書、つまり佐藤持敬による表現を借りれば「異名同書」ということになる。したがって、呉がこのことを十分に吟味しないで「華岡氏遺書目録」¹¹⁾を補訂したことになる。

ここで書名について簡単に触れておきたい。恐らく、青洲が主として収集し、中川修亭が閲覧しやすく編集した際には、最初に「禁方拾録」の名称が付されたと思われる。このことは「禁方録

(二十一種本)」の内題が「禁方拾録」であることによって強く示唆される。「拾」は「拾い集める」の意である。正に青洲が諸書から、また多くの先輩、同僚に尋ねて処方「拾い集めた」ことを的確に表現している適切な字である。この「拾」を「集」とした「禁方集録」という写本も知られているが、個人蔵のため披見できないので書写年代、書写者も分からず、断定的なことは言えないが、「禁方拾録」が原初の題名であったことを示す傍証と推察される⁴⁰。「拾」と「集」は同音で、しかも同じ意味を有しているから、書写時に誤ったのであろう。

「禁方拾録」の「拾」が後に脱落して「禁方録」となったと推定されるが、逆に、最初に「禁方録」と命名され、後に「拾」の一字が追加されて「禁方拾録」が出来たとは考え難い。脱落や削除は付加よりも容易に起こり得るからである。このことは、本間玄調が「禁方拾録」を「禁方録」として「二十一種」の中に収載したことによって証明されたと考えて差支えがない。内題は原初の姿を伝えていると推察されるからである。このことは後に「続禁方録」が編まれたことによっても傍証されよう。「禁方拾録」→「拾」の脱落(削除)→「禁方録」→続編の編集→「続禁方録」という書名の変化と発展は円滑で納得されるが、「禁方録」→「拾」の付加→「禁方拾録」→続編の編集→「拾」の脱落→「続禁方録」の変化と発展は容易に起きず、もし、この経緯であったとすれば、続編は「続禁方録」でなくて「続禁方拾録」とならなければならないと考えられるが、現在のところ「続禁方拾録」と題する写本は発見されていない。中川修亭は「禁方(拾)録」の編集を行った1791年から数えて20年以上も経った1812年に「韜方選粹」を著し、その凡例の中で「禁方(拾)録」編集当時のことを回想し、書名を「禁方録」にしたと述べている³⁸。これに従えば、原初の書名は「禁方録」となるが、恐らくこれは中川の単純な記憶違いか、あるいは中川が20数年前のことを正確に記憶しておらず、1812年当時、すでに「禁方録」として流布していた書名の「禁方録」を記したと解釈する。

何れにせよ、1850年に本間玄調が編集した「青洲華岡先生遺教 春林軒二十一種」の十集、十一集によって、「禁方拾録」は「禁方録」と異名同書であることが判明した。このことはこれまで解明されていなかった新知見である。

7. 「禁方録」の巻数について

表1に示した「続禁方録(二十一種本、国会本)」中の廣田 泌の「序」には、「先生有禁方録之撰集海内之奇也。十餘巻」(先生に禁方録の撰あり。海内の奇を集めるなり。十餘巻。)とある。青洲の命を受けて、廣田は「続禁方録」の編纂を行った。その業を終えて「序」を認めたのは1821年9月であった。この時、春林軒には「十餘巻」の「禁方録」が存在していたことが明らかである。そして、その書名は「禁方拾録」ではなくて、すでに「禁方録」に変化していたことを示している。

しかし、現在見られる「禁方(拾)録」は「禁方録(二十一種本)」にしても、「禁方録(国会本)」にしても表2に示したように6巻+別録である。「禁方(拾)録」の他の写本を閲しても「十數巻」であった痕跡を示す証拠は認められない。著者は、中川修亭(故)が編集して完成した「禁方(拾)録」は原初13巻であったと推定する。本間玄調が13巻を余りにも冊数が多いとして、2巻ずつを併せて新たな1巻とした、つまり13巻の中の12巻を新6巻とし、鍼、灸の項を含む巻は、疾患、症状を基準にして編まれた他の巻とは異質なので、他と併せずに独立した「別録」として新第6巻の末尾に付したと考える。このように考えれば、「十餘巻」が現在の6巻+別録になった経緯が矛盾なく説明できる。これは著者の恣意的な推察ではなく、次項で述べる「続禁方録」巻数についての考察によって補強される。因みに、著者が推定する原初13巻の構成は以下のとおりである。ただし、原初の巻の順序は必ずしも明らかではない。

現在の「巻之一」：原初の「婦人方」と「少小嬰孺方」の2巻

現在の「巻之二」：原初の「七巖病」と「諸風」、

「傷寒」の2巻
 現在の「卷之三」：原初の「雑病」と「諸飲」、
 「脾胃病」の2巻
 現在の「卷之四」：原初の「消渴類」と「痔瘻類」
 の2巻
 現在の「卷之五」：原初の「瘡瘍」と「黴瘡方」
 の2巻
 現在の「卷之六」：原初の「解毒」と「備急」
 の2巻
 現在の 別録（「卷之六」の末尾に付されている）：
 原初の別録1巻 計13巻

8. 「禁方録」, 「続禁方録」の 書名の混乱について

表1のIの3「春林軒禁方録」, 4「春林軒禁方録」, 5「春林軒禁方録」, 6「禁方録（天」と「人）」, 7「春林軒禁方録」, 8「禁方録」, 9「春林軒禁方録抄」, 10「春林軒禁方録抜粹」はいずれも「禁方録」の外題を有しているが、内容を検討して見ると「続禁方録」である。つまり写本の「禁方録」は内題、内容によって「禁方拾録」と「続禁方録」に分類される。しかし、逆に表1のIIIに示した「続禁方録」の外題を有する5写本（ペン書きの6, 7は除外）の内容は、すべて「続禁方録」であり、「禁方録」や「禁方拾録」ではない。また、「禁方拾録」の外題を有する写本の内容はすべて「禁方録」である。即断を避けなければならないが、恐らく、誰かが「続禁方録」を書写した際、誤って外題を「禁方録」として、この系統の写本の書写が繰り返された結果、外題は「禁方録」であるが、内容は「続禁方録」の写本が流布した。加えて「禁方録」も「続禁方録」も同じく処方集で、形式的にも、内容的にも近似していたことが書名の混乱に拍車をかけたのであろう。

「続禁方録」が廣田 泌によって編纂され完成したのは1821年であるから、それ以前には「禁方録」と「禁方拾録」間の混乱が起きても、「続禁方録」を「禁方（拾）録」とする混乱は起こり得ない。表1のIの3「春林軒禁方録」、つまり「続禁方録」は1834年に書写されているから、「続禁

方録」が成ってから13年経過している。このような書名の混乱は、「続禁方録」が完成してから数年経ってから生じたものであろう。

9. 「禁方録」の内容の検討

「禁方録（二十一種本）」と「禁方録（国会本）」の各巻の項目と収載された処方数については一括して表3～10に示した。両写本を比較すると、各巻の構成と項目はほぼ同一と見て差し支えない。もちろん、「禁方録（二十一種）」の「卷之一」の「雑病」が、「禁方録（国会本）」の「卷之一」では「裸病」となっている程度の違いは諸所に散見する。また、処方数も1, 2方の出入りがあることも事実であるが、これらは、恐らく書写上の見落としなどによるものであろう。処方数は「禁方録（二十一種本）」では計900方であるが、この中には鍼、灸も含まれているので、純然たる生薬の処方数は900方未満である。

「禁方録（二十一種本）」の「卷之一」から「卷之六」までの大きい項目を列挙すると、「婦人方」、「少小嬰孺方」、「七竅病」、「諸風」、「諸蟲」、「傷寒」、「雑病」、「諸飲」、「脾胃病」、「消渴類」、「痔瘻類」、「瘡瘍」、「黴瘡方」、「解毒」、「備急」となっている。中川がこのような分類を採用した陰には、何か先行する医書を参考にしたことは間違いないが、中川は「凡例」の中で、近世諸家は不足した常方を補うために「千金外臺諸書」を参考にしているとした。「千金」は「備急千金要方」⁴¹⁾、「外台」は「外台秘要方」⁴²⁾のことであろう。そこで両書の目次を調べて見ると、「外台秘要方」⁴²⁾の目次と「禁方録（二十一種本）」の目次と細目に共通する個所は認められなかった。しかし、「備急千金要方」⁴¹⁾に関しては、「禁方録（二十一種本）」との間に共通する項目が散見する。例えば、「禁方録（二十一種本）」の「卷之一」の項目は「婦人方」と「少小嬰孺方」であり、それぞれの細目は次のようになっている。

「婦人方」：妊娠、産后、血暈、下乳、血塊、崩中漏、月水、帯下、雑病

「少小嬰孺方」：初生、驚口、丹毒、胎毒、哺乳、

表3 「禁方録(二十一種本)」と「禁方録(国会本)」の「卷之一」(婦人方)の目次と処方数の比較

「禁方録(二十一種本)」			「禁方録(国会本)」**		
項目*	処方数	最初の処方	項目	処方数	最初の処方または症状
婦人方			婦人方		
妊娠	7方	千金神造湯	妊娠	7方	千金神造湯
産后	19方	治平産后及腹痛方	産后	18方	治平産后, 及腹痛方
血量	5方	治血量方	血量	5方	治血量方
下乳	9方	一方 治乳結	下乳	9方	一方 治乳結
血塊	9方	治血塊方	血塊	9方	治血塊方
崩漏	4方	治下血崩漏等方	崩漏	4方	治下血崩漏等方
月水	4方	延胡索湯	月水	4方	延胡索湯
帯下	12方	腰滞二妙湯	帯下	12方	腰滞二妙湯
雑病	4方	治婦人髪赤方	雑病	4方	治婦人髪赤方

*: 項目が目次と本文で異なる場合は, 本文にしたがった. 以下の表も同じ.

** : 項目とその順序が(二十一種本)と異なる場合, (二十一種本)の項目の順序にしたがって記した.

表4 「禁方録(二十一種本)」と「禁方録(国会本)」の「卷之一」(少小嬰孺方)の目次と処方数の比較

「禁方録(二十一種本)」			「禁方録(国会本)」		
項目	処方数	最初の処方	項目	処方数	最初の処方または症状
少小嬰孺方			少小嬰孺方		
初生	2方	竜葵散	(初生)欠	2方	竜葵散
鶩口	6方	治鶩口瘡方	鶩口	5方	治鶩口瘡方
丹毒	6方	紅雪三香湯	丹毒	6方	紅雪三香湯
胎毒	9方	五香連壳湯	胎毒	9方	五香連壳湯
哺乳	3方	治吐乳方	哺乳	3方	治吐乳方
驚癇	6方	治急慢驚風方	驚癇	6方	治急慢驚風
馬脾風	4方	治暴喘及馬脾方	馬脾風	4方	治暴喘及馬脾方
欬嗽	5方	治小兒久欬方	欬嗽	5方	治小兒久欬方
癖結	2方	治小兒癖結方	癖結	2方	治小兒癖結方
疳	19方	疳蟲丸 治小兒疳疾方	疳	20方	疳蟲丸 治小兒疳疾方
小兒雑病	10方	治龜背龜胸方	小兒雑病	10方	治龜背龜胸方
痘疹	14方	治痘瘡將發而不発或瘡上凹者方	痘疹	14方	治痘瘡將發而不発或瘡上凹者方

驚癇, 馬脾風, 欬嗽, 癖結, 疳, 小兒雑病, 痘疹

これらは「備急千金要方」⁴¹⁾の「婦人方 上, 中, 下」(巻第二~四)と「少小嬰孺方 上, 下」(巻第五上, 下)では, それぞれ次のような細目になっており, 「禁方録(二十一種本)」と共通する細目がある。「婦人方」については, 「備急千金要方」⁴¹⁾の方がより詳細に分類されている。

「婦人方 上」: 求子, 妊娠悪阻, 養胎, 妊娠諸

病, 産難, 子死腹中, 逆生, 胞衣不出, 下乳
「婦人方 中」: 虚損, 虚煩, 中風, 心腹痛, 悪露, 下痢, 淋濁, 雜治

「婦人方 下」: 補益, 月水不通, 赤白帶下崩中漏下, 月水不調

「少小嬰孺方 上」: 序例, 初生出腹, 驚癇, 客忤, 傷寒

「少小嬰孺方 下」: 欬嗽, 癖結脹満, 癰疽瘰癧, 雑病

必ずしも同じ順序になっているわけではない

表5 「禁方録（二十一種本）」と「禁方録（国会本）」の「卷之二」の目次と処方数の比較

「禁方録（二十一種本）」			「禁方録（国会本）」		
項目	処方数	最初の処方	項目	処方数	最初の処方または症状
七竅病			七竅病		
目病	20方	治一切眼疾方	目病第一	19方	治一切眼疾方
鼻病	14方	治鼻中瘡方	鼻病第二	11方	治鼻中瘡方
口病	4方	女里呂坐安路牟	口病	4方	女里呂坐安牟
舌病	3方	治舌瘡及口中諸症方	舌病第四	2方	治舌瘡，及口中諸症方
齒病	4方	治口中燥裂齒痛方	齒病第五	4方	治口中燥裂齒痛方
喉病	5方	治咽喉腫塞方	喉病第六	5方	治咽喉腫塞者方
耳病	3方	治耳痛方	耳病第六	10方	治耳痛方
諸風			諸風		
風毒脚氣	44方	治痛風方	風毒脚氣	34方	治痛風方
中風	8方	泉州奇方	中風	7方	泉州奇方
諸蟲			(諸蟲) 欠		
癩癩狂	27方	鉄砂丸	癩癩狂	26方	鉄砂丸
蟲	10方	安蟲丸	蟲	9方	安蟲丸
寒疝	9方	治疝腰痛衆治不効方	寒疝	9方	治疝，腰痛衆治不効方
傷寒			(傷寒) 欠		
瘡	9方	理瘡方	瘡	9方	理瘡方
霍乱	1方	黄龍散	霍乱	1方	黄龍散

表6 「禁方録（二十一種本）」と「禁方録（国会本）」の「卷之三」の目次と処方数の比較

「禁方録（二十一種本）」			「禁方録（国会本）」		
項目	処方数	最初の処方（症状）	項目	処方数	最初の処方（症状）
雑病			雑病		
頭痛	9方	石亭丸	頭痛	9方	石亭丸
腹痛	5方	愈痛散	腹痛	5方	愈痛散
積聚癥瘕腹滿	9方	貼積塊方	積聚癥瘕腹滿第三	9方	貼積塊方
心痛	3方	治心痛徹背縮背而声不出者	心痛第四	3方	治心痛徹背縮背而声不出者
四肢痛	3方	控緩丹	四肢痛第五	3方	控緩丹
諸飲			(諸飲) 欠		
瘖	3方	治声不出方	瘖	3方	治声不出方
痰飲	5方	痰切方	痰飲	5方	痰切方
咳嗽喘	24方	右小兒痰喘方	咳嗽喘	23方	右小兒痰喘方
火熱	5方	黄連解毒湯	火熱	5方	黄連解毒湯
虚勞	13方	理虚勞方	虚勞	13方	理虚勞方
虚損	5方	松尾家章方	虚損	5方	松尾家章方，腎虚血虚氣虚 專治諸腫物虚症乾有服
失血	8方	治諸血症方	失血	8方	治諸血症方
脾胃病			(脾胃病) 欠		
傷食	13方	治食藁中毒幾死者	傷食	13方	治食藁中毒幾死者
嘔吐反胃	13方	治吐不止者方	嘔吐反胃	9方	治吐不止者方
黄胖	13方	順體散	黄胖	13方	順體散
黄疸	1方	治黄疸方	黄疸	1方	治黄疸方
下利	12方	感應散	下利	12方	感應散

表7 「禁方録(二十一種本)」と「禁方録(国会本)」の「卷之四」の目次と処方数の比較

「禁方録(二十一種本)」			「禁方録(国会本)」		
項目	処方数	最初の処方(症状)	項目	処方数	最初の処方(症状)
消渴類			消渴類		
消渴	3方	石羔黄連甘草湯	消渴第一	3方	石膏黄連甘草湯
淋閉	28方	治淋疾方	淋閉第二	29方	治淋疾方
遺溺	5方	理遺溺方	遺溺第三	5方	理遺溺方
二陰病	3方	治陰囊湿痒方	二陰病第四	3方	治陰囊湿痒方
水腫	28方	赤小豆湯	水腫第五	28方	赤小豆湯
痔瘻類			痔瘻類		
痔	22方	治痔方	痔第一	22方	治痔方
疥癬	28方	治小瘡妙劑	疥癬第二	28方	治小瘡妙劑
大風	36方	治癩瘡方	大風第三	20方	治癩瘡方
癩	3方	去癩方	蛙丸癩癩風	15方	治無名腫毒方
			癩	3方	去癩

表8 「禁方録(二十一種本)」と「禁方録(国会本)」の「卷之五」の目次と処方数の比較

「禁方録(二十一種本)」			「禁方録(国会本)」		
項目	処方数	最初の処方(症状)	項目	処方数	最初の処方(症状)
瘡瘍			瘡瘍		
諸瘡	53方	伯州散	諸瘡第一	52方	伯州散
癰疽	4方	托裏消毒飲	癰疽第二	4方	托裏消毒飲
疔腫	6方	沉香湯	疔腫第三	6方	沉香湯
癰疽	6方	止癰疼痛方	癰疽	6方	止癰疼痛方
黴瘡方			黴瘡方		
梅瘡	6方	奇建方	揚梅瘡	6方	奇建方
結毒	49方	梅肉散	結毒	52方	梅肉散
梅瘡補遺	7方	荊防芎黃湯	梅瘡補遺	7方	荊防芎黃湯
下疳	10方	疳瘡洗方	下疳	10方	疳瘡洗方
便毒	5方	治便毒潰口収而結腫不散者方	便毒	5方	治便毒潰口収而結腫不散者方

が、両者に共通する細目が散見する。このような共通する細目は他の巻にも認められる。一括して表11に示した。このようなことを考慮すれば、中川修亭は「禁方(拾)録」を編集するに際して、処方の分類のために諸書を参考にしたと考えられるが、少なくともその中の一書は「備急千金要方」⁴¹⁾であったことは間違いない。

青洲が収集した処方が、最初どのような形で集積されていったか明らかではないが、最も考えられるのは、既述したように、中川が「韜方選粹」³⁸⁾の「凡例」の中で、青洲は奇方を集めてそれらを雑記帳に書き込んでいたと記しているから、初めは順序不同に書写されていたと推察される。それ

を中川がある一定の基準に則って分類し、清書したのが「禁方(拾)録」(十余巻本)である。900方の処方であるから、決して短時日に編集の作業とそれらの清書が完了した訳ではなく、中川が記しているように約1年の歳月を要したのである。

10. 「禁方録(二十一種本)」と「丸散便覧」の関係

1791年に成った「禁方録」を考える上で、その前年の1790年に完成した「丸散便覧」について言及しない訳にはいかない。「丸散便覧」は各種処方を「丸之部」、「散之部」、「丹之部」に分類して記したもので、青洲の1790年の序を有する。

表9 「禁方録（二十一種本）」と「禁方録（国会本）」の「卷之六」の目次と処方数の比較

「禁方録（二十一種本）」			「禁方録（国会本）」		
項目	処方数	最初の処方（症状）	項目	処方数	最初の処方（症状）
解毒			鮮毒		
雑治方	3方	解毒丸	雑治方第一	3方	解毒丸
狐臭	7方	脇潰散	狐臭	7方	脇潰散
癭瘤	9方	羌活山甲湯	癭瘤	9方	羌活山甲湯
疣	10方	理疣方	疣	7方	理疣方
痣		目次にはあるが本文に欠	痣	3方	抜黒子方
備急			備急		
卒死	4方	サルフメラ	卒死第一	4方	サルフメラ
中毒	14方	治反鼻咬方	中毒	12方	治反鼻咬方
打撲損傷	21方	鍼抜方	打撲損傷第三	21方	鍼抜方
骨咬	7方	治吞鉄及骨硬者方	骨硬第四	7方	治吞鉄及骨硬者方
金瘡	12方	莞尔膏	金瘡第五	12方	莞尔膏
破傷風	3方	治破傷風方	破傷風	3方	治破傷風方
火瘡	4方	理火傷湯爛方	火瘡	4方	理火傷湯爛方
凍瘡	2方	霜燒方	凍瘡	2方	霜燒方

表10 「禁方録（二十一種本）」と「禁方録（国会本）」の「別録」の目次と処方数の比較

「禁方録（二十一種本）」			「禁方録（国会本）」		
項目	処方数	最初の処方（症状）	項目	処方数	最初の処方（症状）
萬病門散			萬病門散		
	29方	和剂黄精枸杞子圓		29方	和剂黄精枸杞子圓
雑治方	8方	治狐詫人方	雑治方	7方	治狐詫人方
鍼灸			鍼灸		
灸法	8方	治痔及下血久年諸治不効者	灸法	9方	治痔及下血久年諸治不効者
鍼刺	3方	治齶齒	鍼刺	3方	治齶齒
			禁方録頭書		
			産后門 産后水腫	1方	瓜呂根
			目病	2方	鼻病 3方
			舌病	2方	脚気 3方
			中風	2方	癩癩 3方
			虚勞	2方	傷食 3方
			中毒	1方	

この写本は「春林軒丸散方」などの名前でも知られているが、多くは青洲の序を欠く⁴³⁾。ここでは、青洲の序を有している東京大学総合図書館・鶚軒文庫所蔵本（31丁、以下「鶚軒本」）⁴⁴⁾を考察の対象とする。一丁表、裏の「丸散便覧序」は「寛政二年庚戌九月望」の期日を有するが、青洲自筆の草稿が青洲直系の子孫宅に保存されているので、1790年に完成したことは間違いない⁴⁵⁾。こ

の序で、青洲は、生薬の作用機序、作用点、そして疾病の原因を正しく理解することが、治療に成功する秘訣であることを説いている。

「鶚軒本」⁴⁴⁾は「丸之部」に71方、「散之部」に99方、「丹之部」に10方を収載しており、処方名、適応、成分、用量、用法の順序で記述されている。これまで述べてきた「禁方録」の記載方法と同一である。前述したように、1790年頃に青洲は奇

表11 共通した細目が認められる「禁方録(二十一種本)」と「備急千金要方」の項目

「禁方録(二十一種本)」			「備急千金要方」	
巻	項目	細目*	巻	項目
「巻之一」	婦人方……	妊娠, 下乳月水など	「巻第二」	婦人方(上)~「巻第四」婦人方(下)
	少小嬰孺方…	初生, 驚癇, 欬嗽など	「巻第五上」	少小嬰孺(上)~「巻第五下」少小嬰孺(下)
「巻之二」	七竅病……	目病, 鼻病, 口病など	「巻第六上」	七竅病(上)~「巻第六下」七竅病(下)
	諸風……	風毒脚氣	「巻第七」	風毒脚氣
	傷寒……	瘧, 霍乱	「巻第九」	傷寒方(上)~「巻第十」傷寒方(下)
「巻之三」	脾胃病……	反胃, 嘔吐など	「巻第十六」	胃腑
「巻之四」	消渴類……	消渴, 淋閉など	「巻第二十一」	消渴, 淋閉, 尿血, 水腫
	痔瘻類……	痔瘻, 疥癬など	「巻第二十三」	痔瘻
「巻之五」	瘡瘍……	諸瘡, 癰疽, 疔腫など	「巻第二十二」	丁腫癰疽
「巻之六」	解毒……	雜治, 嬰瘤など	「巻第二十四」	解毒雜治
	備急……	卒死, 中毒, 打撲など	「巻第二十五」	備急

*: これらの細目が右欄に示した「備急千金要方」の巻中に披見されることを示す。

方の収集を一応終了していたはずである。したがって、青洲は自身でそれらの一部を、丸薬、散薬、丹薬に分けて整理して冊子にまとめたとも考えられるが、中川が「邊捜すること易ならず」³⁸⁾と記しているように、参照しやすいように記述されていなかったために、利用に際して必ずしも便ではなかった。そこで、青洲は中川修亭に依頼して、収集した奇方を疾病、適応別に分類させたのではないかと推察される。もしそうだとすれば、「丸散便覧」の処方すべてが奇方であるとは限らないが、その中のあるものは「禁方録」に見出されてもおかしくない。ところが、両者を比較してみると、共通する処方は極めて少ない。任意に「鶚軒本」⁴⁴⁾の各丁の最初の処方が「禁方録(二十一種本)」中に見出されるか否か検討したところ、29方中(30丁表は前丁の処方の用法が記述されており、処方名の記載なし)次の1方のみが「禁方録(二十一種本)」に見出された。

「鶚軒本」10丁表 神馬丸 神馬草 霜百錢作二十錢
 絲瓜 二十錢 輕粉 六錢
 「禁方録(二十一種本)」六巻 嬰瘤 神馬丸
 神馬草 四十匁霜 絲瓜霜 輕粉 六錢

他に、「鶚軒本」⁴⁴⁾二十九丁の「蘇合香円」が「禁方録(二十一種本)」「巻之六」の「別録」にも見出されるが、処方内容が異なる。したがって、「鶚

軒本」⁴⁴⁾の処方をすべて調べた訳ではないが、少数ながらも両者本に共通する処方があることは事実であろう。「丸散便覧」の過半は奇方と考えられるが、そうであれば、共通する処方をもっと多くて然るべきと考えられる。共通の処方が少ないことについては、不詳としか言いようがない。

11. 「禁方録」と「麻薬考」(松木本)の関係

青洲が乳癌の外科的治療に関心を持ち始めたのは、もちろん彼が京都に遊学した1782年以降であることは知られている。しかしながら、そのために全身麻酔が不可欠であることを青洲が認識し、麻酔薬開発の研究を開始した正確な期日については、依然として知られていない。研究を開始したといっても、直ちに臨床実験に取り掛かれる訳ではなく、先ず先人の麻酔法関係の業績を諸書に求め、先輩、仲間から麻酔薬の情報を集めるのが常道であろう。青洲が京都で勉強し始めて間もなく、世間一般の医者たちの処方の使い方は、余りにも伝統に拘泥しているために、却って治療効果を挙げる事が出来ないことに気付き、患者の病態に合わせて新しい処方をも使う必要があると考えるに至った。これが「奇方」収集の動機であり、「禁方(拾)録」編集の原点でもある。即断は許されないが、これとほぼ同時に、あるいはそれより少し遅れて、青洲は先人の全身麻酔薬の処方を求め始めたのではないかと推察される。

前述したように、「禁方（拾）録」は1791年12月には中川 故（修亭）による編集が終了しており、編集には1年ほどの期日を要したことからすれば、前年の1790年末には、青洲による「奇方」収集の業は一応終了していたと見做して大過あるまい。そうすれば、その過程で全身麻酔薬の処方も諸書から集められていたはずであり、あるいはそれらの情報を諸家から得ていたことであろう。しかし、不思議なことに「禁方（拾）録」には全身麻酔薬は一方も記載されていない。「禁方（拾）録」は病態、症状別に処方を収めているので、全身麻酔薬は病態、症状による分類に馴染まないのは確かであるが、「別録」の項目があるので、ここに収めれば問題ない。また、全身麻酔薬は「奇方」に入らないという意見もあろうが、これも否定される。というのは「続禁方録」では「製薬」の部に「麻薬」の項があり、「美爾煎」以下7方が記載されているからである。このようなことを併せ考えると、「禁方録」の中に全身麻酔薬が一方も披見されないのは不可解である。青洲は奇方収集の過程で、「麻沸散」の原方を製したとされる花井仙蔵、大西晴信の書を参考にしたことは、「禁方録（二十一種本）」の「巻二」中に次に示す花井の処方や大西の用法が収められていることによって明らかである。

巻二 癲癩狂

鉄砂丸 治癩 花井

鉄砂 辰砂 靈砂 水銀蠟也 唐蠟 海人

草 桐木 黒焼 硫黄 四錢 巴豆 二錢

又方 花井方

鷓胡菜 大 山椒 中 甘草 葛根 各中

莪朮 大 苦棟皮

丸薬方 前方兼用

生漆 反鼻霜 用法の下に「大西氏日用膝当
是皮出瘡為吉」とある

著者は、「禁方（拾）録」中に「麻酔薬」が含まれていないことを次のように解釈する。すなわち、全身麻酔薬を含む麻薬に強い関心を寄せていた青洲が、中川の協力も得て収集した全身麻酔薬

の処方を特別扱いにして一般の奇方とは区別して「禁方録」の中に収めなかった。しかし、中川が収集したとして、後にそれらを冊子にまとめたのが「麻薬考」ではないかと推察する。この考えを補強するのが、「麻薬考」の記述の方式が、処方名、〇〇傳、生薬名、用量、用法となっており、「禁方録」の記述と全く同一の形式であることである。「麻薬考」は現在7本の写本が知られているが、最も古い原初の形を伝えているのは「松木本」である⁴⁶⁾。「松木本」以外の写本は、後年開発された「紀州花岡氏方」や「麻睡散」などの麻酔薬を収めており、あるいは中川の「序」を欠いており、不完全である。すなわち、原初の形態を保っていないので、ここでは考察の対象にはしない。

「松木本」の冒頭に記されているのは「原方 花井氏伝」で、「牙皂」（猪牙皂莢）以下10味の用量と用法が記され、次に「又方 即前方而少異者大西氏伝」とあって、花井の処方に「艸烏頭」を加えた11味の大西方が記述されている（表12）。「麻薬考」は、中川の序文によれば、「予が友、花岡伯行は、素より外治剝破の術を好む。故に、亦求めて已まず。遂に、効方を得る。」（原漢文）⁴⁶⁾とあるように、青洲が麻酔薬の開発に関心を持つようになった経緯を述べた書でもあるから、「花井」の処方を「原方」と記述している意味は、青洲の麻酔薬、一この時点ではまだ「麻沸散」とは命名されていなかったはずである一、が花井の処方を改変したことをいみじくも物語っている。

このことを考慮すると、「原方 花井氏伝」を改良した「処方」がこの冊子の中に記されているはずである。「麻薬考」に収載された14方の中で、「原方 花井氏伝」、「又方 即前方而少異者大西氏伝」の処方に近似するのは第3番目に示された「又方 試効方」であり、他は全く異なる系統の麻酔薬であり、あるいは局所に塗布する麻酔薬であるので、直ちに考察の対象から除外できる。3番目の「又方 試効方」は表12の中央の欄に示した。後に森 約之（養真）が書写した「富士川本」ではこの処方を「友医傳」とも記している⁴⁷⁾。「友医」とは中川から見た友人のことであり、当時、麻酔薬の研究をしていた中川の友人は青洲しかいない。この処方

表12 「麻薬考(松木本)」に披見される「花井(大西)原方」,「又方 試効方」および「麻沸散」の比較

「花井(大西)原方」*#		「又方 試効方」*#		「麻沸散」*##
1796年以前	3味減 →	1796年	2味加4味減 →	1804年
10(11)味		8味		6味
曼陀羅花		曼陀羅花		曼陀羅花
川烏頭		(一)		烏頭
(艸烏頭)		艸烏頭		
川芎		(一)		川芎
當皈		(一)		當歸
白芷		白芷		白芷
南星		天南星		天南星
牙皂		猪牙皂莢		(一)
木鱉		木鱉子		(一)
小茴香		小茴香		(一)
木香		木香		(一)

*:理解しやすいように、処方の順序は変更してある。用量は省略。

「花井(大西)原方」では、「艸烏頭」を含む11味の処方が「大西方」であることを示す。

#:「麻薬考」(松木本)による。

##:「麻薬考」(富士川本)による。

「原方 花井氏伝」から「川芎」と「当歸」を去り、川烏頭に代わって「又方 即前方而少異者大西氏伝」に見られる「艸烏頭」にした処方である。ここでの「又方 試効方」は「実際に試して効果が認められた」という意味に解釈される。事実、用法の後半に「此方妙在曼実一品及酒、故此二者非擇、其品決不能得効也」(此の方の妙、蔓の実一品および酒にあり。故に、この二者擇ばざれば、その品決して効を得ること能わず。) (句読点一松木)とあって、この処方の効果が主として曼陀羅花の実と酒に基づくことを実際に経験していることを示しており、名称の「試効方」と整合性がある。

しかし、このことはもっと重要なことを示唆している。曼陀羅花の実と酒の効果は主として意識消失作用であって、手術時の疼痛を除去するほどの鎮痛効果はない。したがって、この処方は青洲が「原方 花井氏伝」を改変して最終的な6味からなる「麻沸散」に至るまでの開発途中の「麻酔薬」の一方を示しているのではなかろうか。したがって、この処方は、1804年以前の処方であるから、青洲によって実際に外科手術時に使用された処方ではなくして、いわゆる手術患者ではないボランティアに対して用いて、一応、全身麻酔状態、換言すれば、意識消失状態を作りだすことに成功し

た処方であろう。このことは「麻薬考」の「序」に中川修亭が記している⁴⁸⁾。しかし、青洲は全身麻酔状態を作り出すことには成功したものの、青洲にとっては何か解決すべき課題、著者はこれを鎮痛と副作用の問題であると推定している、が残されていたため、さらなる処方の改良に努力したと推察される。

青洲は麻酔薬を「禁方(拾)録」には収めないので、中川に命じてそれらを特別扱いた。そうとすれば、処方を「麻薬考」の中で公開することでさえ控えなければならないはずであるが、中川が敢えてその処方を記したのは、中川が1796年に「麻薬考」を編集した時点で、この「又方 試効方」が青洲にとってすでに公表しても構わない「過去」の処方となっていたのではなかろうか。「現在研究中」の処方であれば、もちろん公開する訳にはいかない。しかし、すでに「過去」になった処方であれば、しかも「現在研究中」の処方が「過去の処方」を大幅に改変したものであり、異方ともいえる処方であれば、それを公開しても構わないと考えられたし、青洲もそのことに敢えて異を唱えなかったのではなかろうか。事実、表12に示したように、青洲が最終的に決定した処方は、「麻薬考」の「又方 試効方」から、「猪牙皂

菘」，「木鱉子」，「小茴香」，「木香」の4味を去って，「原方 花井氏伝」にあった「川芎」と「当歸」を加えて，計6味としたものであった。漢方薬における一味の加減は，決して単純なことではない。8味の「又方 試効方」から6味の「麻沸散」に至るまでには6味の加減がある。これは全く異なる処方といってもよい。このような意味で，「又方 試効方」は「麻沸散」と同じ全身麻酔薬の範疇に属するけれども，全く異なる処方として「麻薬考」に掲載されるに至ったと考へても矛盾はない。ただし，なぜ中川が1796年に「麻薬考」を編集したのか，青洲に関連した出来事を時系列的に考慮に入れても，適切な理由を見出すことが出来ない。将来の重要な研究課題である。

1804年10月に，青洲は麻沸散を用いた乳癌の手術に成功しているが，1796年から数えて8年後である。「麻沸散」は「又方 試効方」8味に対して6味の加減で完成した処方である。加減の効果の判定は，腹痛や咳嗽などの一般的な単純な症状に対する効果を検証することではなくて，全身麻酔の効果を検証するものであった。したがって，一味の加減の効果を検証して，それを確定し，さらに次の一味を検証するという方法を採用したのであろうが，当然，多大な時間を要する。結果的に，上述したように，少なくとも8年間という歳月を要したのであろう。青洲がいつ花井の原方を知ったのかは知られるところはないが，青洲が父直道の一周忌を終えた1786年から研究を開始したとしても，1796年までは10年もある。いずれにせよ，青洲は「又方 試効方」を長い年月をかけて改良したことだけは間違いなく言えると思う。このことは，青洲が麻酔薬の安全性を考慮して極めて慎重であったことを強く示唆している。

なお，前述した「奇方集」³⁶⁾の一写本「春林軒留塾奇方集」の中に極めて重要な記述がある。それは麻酔薬に関するもので，写本の4丁裏に次のように2方の麻酔薬が記されている。

麻沸湯 接輿 六錢 烏頭 川芎 白芷 当飯
各三錢 南星 一錢
右六味為麤末二錢ヲ以水二合半 二合

不足ヲ取朝飯前ニ頓服ス

廣佛散 方同上而炮 為細末温酒ニテ服尤如前
飯前頓服 七歳ヨリ以上者ニハ一匁五分位用ユベシ

1815年頃に，従来の「麻沸散」に加えて，「麻沸湯」も普及していたことが明らかになった。「接輿」とは曼陀羅花のことであるが，語源は不明である。従来の「麻沸散」はその名の示す通り「散薬」で，温酒と共に服用する。管見によれば「麻沸湯」の初見は，1810年の野村 鄂の「記青洲先生療乳癌」⁴⁹⁾であり，この頃から「麻沸湯」が使用され始めたことが示唆される。「麻薬考」の「又方 試効方」の条に前述したように「此方妙在蔓実一品及酒，故此二者非擇，其品決不能得効也」（句読点一松木）と記されている。「麻沸散」類には「酒」の服用もまた重要な意味を持っていたことが知られよう。成人男性の患者は「麻沸散」を酒と共に服用することに然して大きな問題はなかったであろうが，乳癌患者の全ては女性であった。女性は「麻沸散」を酒で服用することは困難であり，加えて酒のためもあったと思われるが，「麻沸散」の服用後，嘔吐して麻酔の効果が減弱することが間々認められた。青洲はこの問題を解決するために，散剤を煎剤に変えたのであった。全身麻酔の効果に大きな影響を与える「酒」を除くのであるから，散剤から煎剤への変更の際しても，慎重な研究が重ねられたと推察される。したがって，当然，名称も「麻沸散」から「麻沸湯」へと変更されたのである。これまで著者が閲覧した関係史料では「麻沸散」と「麻沸湯」を併記したものはなかった。いずれにせよ，「麻沸湯」の語は上述の野村 鄂の「記青洲先生療乳癌」⁴⁹⁾によって1810年まで遡ることが出来るし，そのころから「麻沸湯」が普及し始めたことが知られる。

12. 「禁方録」中の「阿片」を用いた処方

「禁方（拾）録」には阿片を一成分とする処方も見られる。阿片の主な有効成分はモルヒネであるため強力な鎮痛効果を有するが，漢方においては，鎮痛薬としてよりも，鎮咳，止瀉薬として汎

用された。青洲の他の著述にも阿片を手術時の鎮痛薬として使用した形跡は見られない。「禁方録(二十一種本)」、「禁方録(国会本)」に見られる処方では次の通りである。

卷三 下痢 阿片丸 阿片 二錢 黄柏 一錢 黄連 同 乳香 同 没薬 五分
 卷四 遺溺 又方 阿片 一味糊丸一日三厘
 用莫多用若誤多用有害
 別録 勢州粒甲丹 大人参 三兩 伊勢真珠 阿片 虎胆 各一兩 射香 竜腦 各三匁 木香 烏蛇 各一錢

いずれも止瀉、鎮静、鎮痛を目的とするが、手術時の疼痛除去を目的としたものではなかった。以前、著者は「丸散録(丸散便覧)」に見られる阿片を含む処方について論じ、処方名として、順気丸、粒甲丸、竜鱗化毒丸、蘇合香丹を示したが、この中の「粒甲丸」は「阿片二錢、牛黄、射又、真珠各二厘、熊胆二分、黄連三分五厘、百草霜一錢五厘」となっており、「禁方録」「別録」に示す「勢州粒甲丹」と少し異なっている⁵⁰⁾。漢方では阿片が古くから知られているものの、鎮痛薬として汎用されなかったのは、漢方では伝統的に附子が鎮痛のために使用されてきたこととも関係するのであろう。一方、欧米では阿片が止痛のために積極的に使用され、例えば、長崎に来た Siebold は、1827年5月に一男児の頭部の腫瘍を無麻酔下に切除して、術後に阿片を与えた。投与量が過剰だったようで、患児は昏睡状態になって7日目に死亡した⁵¹⁾。本間玄調は、Siebold のこの症例を耳にして、阿片の使用に関しては、慎重に、しかし積極的にこなった⁵²⁾。

おわりに

青洲は1782年から1785年2月にかけて京都に遊学したが、遊学の比較的早期から、伝統的処方に拘泥している従来の漢方の治療法に疑問を呈し、症状に適した処方を自在に駆使しなければ治療効果は挙がらないと考えた。そのために、青洲は諸書や諸家から在来の処方である「常方」を補

完する「奇方」の収集を開始した。その収集の業は1790年末には一応終了したと思われ、青洲は友人中川修亭にその編集を托した。約900の処方を収載して、1791年12月に完成したのが「禁方(拾)録」であった。これに収められた朝倉荊山の「叙」と中川 故(修亭)の「凡例」は、「禁方録」の成立や青洲の医療に対する姿勢を知る上で重要である。

「禁方録」は当初、「禁方拾録」と題されて13巻であったと思われるが、1850年に本間玄調はこれを整理して6巻+別録に編集し直した。これが現在知られる「禁方録(二十一種本)」であり、最も信頼すべき写本である。しかし、この「禁方(拾)録」には麻酔薬の処方が一方も収載されていない。恐らく、「奇方」収集の一環として「麻酔薬」の処方についても強い関心を寄せていた青洲は、中川に依頼して「麻酔薬」の処方を別扱いにしたのであろう。中川は1796年に麻酔薬14方のみを収めた「麻薬考」を完成したが、その中に青洲が花井仙蔵の原方を改変し、最終的に「麻沸散」を完成させるに至るまでの開発途中の処方の痕跡が認められる。

稿を終えるに際して、写本の閲覧 複写の取得、関連する情報の取得に多大な便宜を図って戴いた下記の諸施設に対して感謝の意を表する。

金沢大学附属図書館医学部図書館、九州大学附属図書館医学図書館、京都大学附属図書館、研医会図書館、公益法人武田科学振興財団杏雨書屋、神戸大学附属図書館社会科学系図書館、国立国会図書館・古典籍資料室、東京医科歯科大学図書館、東京大学附属図書館医学図書、東京大学附属図書館総合図書館、内藤記念くすり博物館、名古屋大学附属図書館医学部分館、弘前大学附属図書館医学部分館、宮城県立図書館、無窮会図書館(五十音順)

参考文献および注

- 1) 「麻沸散」は1810年頃から「麻沸湯」と称されるようになり、青洲の没後、大坂の合水堂の主宰者華

- 岡南洋は「通仙散」とも称した。「通仙散」が披見される最古の史料は「華岡青洲墓誌銘」である。
- 2) 大島蘭三郎. 明治前日本外科学史. 日本学士院日本科学史刊行会編. 明治前日本医学史 (第4巻). 東京: 日本学術振興会; 1964. p. 751-847
 - 3) Lyons AS and Petrucelli, II, R.J. *Medicine An Illustrated History*. New York: HN Abrams; 1978. p. 199, p. 233
 - 4) Lutkow IR. *Surgery An Illustrated History*. St. Louis: Mosby; 1993. p. 19-51
 - 5) 呉 秀三. 華岡青洲先生及其外科. 東京: 吐鳳堂書店; 1923. p. 449-518
 - 6) 松木明知. 「活物窮理」の四文字が華岡青洲の金言である. 日本医史学雑誌 2016; 62: 439-444
 - 7) 松木明知. 華岡青洲の医術と思想に対する謬説. 麻酔 2016; 65: 1184-1189
 - 8) 華岡青洲. 乳巖治験録. 天理大学附属天理図書館所蔵. 請求記号 498 イ 1.5 丁表, 但し乱丁がある. 正しくは6丁表.
 - 9) 松木明知. 華岡青洲は“通仙散”とは書かなかった—“麻沸散”と“通仙散”の呼称の問題—. 麻酔 2015; 64: 1101-1105
 - 10) 文献 5. p. 388-430
 - 11) 文献 5. p. 381-387
 - 12) 松木明知. 千葉良蔵の「辨乳岩證并治法艸稿」と「乳岩辨証」(「乳岩辨」)—1811年における華岡青洲の「乳岩」治療の実際—. 日本医史学雑誌 2016; 62: 429-437
 - 13) 青洲の著述の中で, 最も流布した一つは「瘍科神書(外科神書, 金創要術)」であろう. この写本については下記の論文を参照のこと.
松木明知. 華岡青洲による「瘍科神書」の成立と各種写本に関する研究. 日本医史学雑誌 2017; 63: 275-292.
 - 14) 文献 5. p. 382
 - 15) 松木明知. 華岡青洲伝記史料の再検討—特に江戸期の史料について—. 華岡青洲研究の新展開. 東京: 真興交易(株) 医書出版部; 2013. p. 47
 - 16) 文献 15. p. 62
 - 17) 文献 5. p. 381-430
 - 18) 文献 5. p. 48-49
 - 19) 関場不二彦. 西医学東漸史話(下). 東京: 吐鳳堂書店; 1933. p. 211-294
 - 20) 文献 19. p. 280-292
 - 21) 森 慶三, 市原 硬, 竹林 弘編. 医聖 華岡青洲. 和歌山: 医聖 華岡青洲先生顕彰会; 1964
 - 22) 文献 21. p. 49-50
 - 23) 文献 21. p. 135-138
 - 24) 宗田 一. 華岡青洲の麻酔薬(通仙散)をめぐる諸問題. 呉 秀三. 華岡青洲先生及其外科 附録. 京都: 思文閣出版; 1971
 - 25) 大塚敬節, 矢数道明編. 近世漢方医学書集成 29, 30. 華岡青洲(一, 二). 東京: 名著出版; 1980
 - 26) 文献 25. の「華岡青洲」(一). p. 17-62
 - 27) 文献 25. の「華岡青洲」(一). p. 53-55
 - 28) 宗田 一. 華岡青洲の麻酔薬開発—外来技術受容の日本化—. 実学史研究 1987; IV: 27-46
 - 29) 宗田 一. 図説日本医療文化史. 京都: 思文閣出版; 1989. p. 227-233
 - 30) 宗田 一. 洋学史から見た華岡青洲. 洋学史年報 1995; 3: 11-27
 - 31) 補訂版国書総目録(第二巻). 東京: 岩波書店; 1989. p. 617
 - 32) 補訂版国書総目録(第五巻). 東京: 岩波書店; 1990. p. 305
 - 33) <http://base1.nijl.ac.jp> (最終アクセス: 2017年1月31日)
 - 34) <http://ci.nii.ac.jp> (最終アクセス: 2017年1月31日)
 - 35) 文献 5. p. 382
 - 36) 著者が調査した「奇方集」は以下のとおりである.
「春林軒留塾奇方集」(1冊). 宮城県立図書館小西文庫所蔵. 請求記号 N494/ハ1
「花岡留塾漫録」と合冊. 27丁. 東奥曾根玄達による書写であるが, 書写年不詳.
「奇方集」(1冊). 滋賀医科大学図書館河村文庫所蔵. 請求記号 0028 K
書写者, 書写年代不詳. 71丁.
「奇方集」(1冊). 九州大学附属図書館医学図書館所蔵. 請求記号 和漢古医書 キ-163. 書写者, 書写年不詳. 51丁.
 - 37) 文献 5. p. 16-17
 - 38) 中川修亭. 韜方選粹. (11巻). 凡例. 2丁表裏. 武田科学振興財団杏雨書屋所蔵. 請求番号 乾 2022
 - 39) 小林定誠. 春林軒廿一種集序. 「春林軒二十一種初集」. 武田科学振興財団杏雨書屋所蔵. 請求記号 乾 3169-1
 - 40) 和歌山市立博物館編. 特別展「華岡青洲の医塾春林軒と合水堂」. 和歌山: 和歌山市立博物館; 2012. p. 22
正確な書名は「南紀花岡先生口授 禁方集録」で, 中川修亭の識があるとしているので, 「禁方録」であることに間違いはない.
 - 41) 孫 思邈. 宋版備急千金要方(上, 中, 下). (東洋医学善本叢書 9-11). 大阪: オリエン特出版社; 1989.
 - 42) 王 焘. 宋版外台秘要方(上, 下). (東洋医学善本叢書第4, 5冊). 大阪: 東洋医学研究会; 1981.
 - 43) 文献 25. 華岡青洲(二). p. 139-186
 - 44) 華岡青洲. 華岡家丸散便覧. 東京大学附属図書館総合図書館・鶴軒文庫所蔵. 請求記号 V11-1081
 - 45) 高橋 均, 松村 巧. 華岡青洲自筆「丸散便覧序」考—現代語訳および注解—. 近畿大医誌 2000; 25: 161-164

- 46) 松木明知. 新出の中川修亭編「麻薬考」写本3本の書誌学的検討—「麻薬考」の成立と7種の写本の系統—. 日本医史学雑誌 2017; 63: 61-69
「麻薬考(松木本)」は下記の文献に覆刻されている.
松木明知. 華岡青洲の新研究. 弘前: 松木明知; 2002. p. 365-377
- 47) 「麻薬考(富士川本)」は下記の文献に覆刻されている.
松木明知. 華岡青洲の新研究. 弘前: 松木明知; 2002. p. 343-362
- 48) 中川修亭は「麻薬考(松木本)」の中で次のように記している.
「予友花岡伯行, 素好外治剝破之術. 故亦求不已. 遂而得効方. 予目撃十数人, 無一不効者。」(句読点—松木) これはボランティアに対して投与して麻酔状態を作り出したもので, 手術患者に対するものではなかった.
- 49) 野村鄂の「記青洲先生療乳嵩」は下記文献にカラー写真で覆刻されている.
松木明知. 華岡青洲と「乳巖治験録」. 弘前: 松木明知; 2004. p. 92 と p. 93 の間.
- 50) 松木明知. 春林軒における阿片の使用. 統麻酔科学の源流. 東京: 真興交易(株) 医書出版部; 2009. p. 219-225
- 51) 松木明知. シーボルトと阿片投与による術後患者の死亡. 統麻酔科学の源流. 東京: 真興交易(株) 医書出版部; 2009. p. 225-235
- 52) 本間玄調. 痢疾応用方. 内科秘録. 卷之三. 1864. 10丁裏-11丁表

A Study on *Kinpo(shu)roku* Compiled by Seishu Hanaoka

Akitomo MATSUKI

Department of Anesthesiology, Hirosaki University Graduate School of Medicine

Since Seishu Hanaoka thought that traditional herbal prescriptions alone were insufficient for treating many diseases, he made use of extra-traditional herbal prescriptions (ETHPs) as well as traditional herbal prescriptions. One of his early writings on the ETHPs is *Kinpo(shu)roku* in 1791. This writing is important for studying his practice of medicine because his medicine featured the general anesthetic *mafutsusan* and ETHPs. In this report, I discuss bibliographies, titles, volumes, and contents of twenty-one manuscripts of *Kinpo(shu)roku*, which I was able to study in Japan.

Key words: Seishu Hanaoka, *Kinpo(shu)roku*, traditional prescriptions, extra-traditional herbal prescriptions, *Mafutsusan*